

◎岩手県がん対策推進条例（条例第84号）

- 1 がん対策基本法の趣旨を踏まえ、がん対策に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び保健医療従事者の責務並びに市町村、事業者及び教育関係者の役割を明らかにするとともに、がん対策の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進するというこの条例の目的について定めることとした。（第1条関係）
- 2 定義について定めることとした。（第2条関係）
- 3 基本理念について定めることとした。（第3条関係）
- 4 県の責務について定めることとした。（第4条関係）
- 5 市町村の役割について定めることとした。（第5条関係）
- 6 県民の責務について定めることとした。（第6条関係）
- 7 保健医療従事者の責務について定めることとした。（第7条関係）
- 8 事業者の役割について定めることとした。（第8条関係）
- 9 教育関係者の役割について定めることとした。（第9条関係）
- 10 がんの予防の推進について定めることとした。（第10条関係）
- 11 がんの早期発見の推進について定めることとした。（第11条関係）
- 12 医療従事者の育成及び確保について定めることとした。（第12条関係）
- 13 がん医療の充実について定めることとした。（第13条関係）
- 14 緩和ケアの充実について定めることとした。（第14条関係）
- 15 居宅等におけるがん医療の推進について定めることとした。（第15条関係）
- 16 がん患者等の生活の質の維持向上について定めることとした。（第16条関係）
- 17 がん医療等に関する情報の収集、提供等について定めることとした。（第17条関係）
- 18 がん登録の推進について定めることとした。（第18条関係）
- 19 がん患者等への相談支援体制の充実等について定めることとした。（第19条関係）
- 20 女性に特有のがんに係る対策の推進について定めることとした。（第20条関係）
- 21 小児がんに係る対策の推進について定めることとした。（第21条関係）
- 22 がんに関する教育の推進について定めることとした。（第22条関係）
- 23 就労の支援について定めることとした。（第23条関係）
- 24 研究の推進について定めることとした。（第24条関係）
- 25 がん対策推進計画について定めることとした。（第25条関係）
- 26 県民運動の推進について定めることとした。（第26条関係）
- 27 財政上の措置について定めることとした。（第27条関係）
- 28 施行期日等
  - (1) この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
  - (2) この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況について検討を加えることとした。（附則第2項関係）